

令和3年4月1日

公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

東大阪大学
東大阪大学短期大学部

東大阪大学及び東大阪大学短期大学部（以下「本学」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正)」(以下「ガイドライン」という。)ほか公的研究費の不正使用防止に関する法令、国及び研究費の配分機関等の定める指針等及び本学における公的研究費の管理運用・監査体制に関する規程等学内規則を遵守し、以下の基本方針を定め、公的研究費の不正使用の防止に努めます。

1. 不正使用防止対策に関する責任体制を明確化し、学内外に公表します。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図ります。
3. 不正使用を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施します。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費等の適正な運営及び管理を行います。
5. 公的研究費等の使用ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築します。
6. 公的研究費等の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備します。